

# 契約条件の設定

契約条件を賢く選んでスリムな保険料に

## ポイント 1

### 記名被保険者(ご契約の車を主に使用される方)をきめます。

記名被保険者は以下のいずれかから設定します。

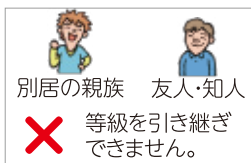
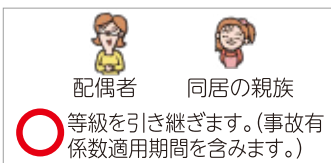
①ご契約の車を主に運転される方



②ご契約の車を自由に支配・使用する正当な権利を有する方(車検証の「所有者」または「使用者」欄に記載されている方など)



#### 〈記名被保険者を変更される場合の注意点〉



ご契約の車をお子様に譲渡するなど、記名被保険者を変更する際には、必ず取扱代理店にご相談ください。等級制度については、P.21.22もあわせてご確認ください。

## ポイント 2

### 運転者の条件を設定します。

#### ■ 運転者を限定すれば割引

	運転者の範囲			運転者年齢条件の適用
	限定なし	本人・夫婦限定特約	本人限定特約	
本人(記名被保険者)	○	○	○	↑ 年齢条件を適用します
配偶者	○	○	×	
本人または配偶者の同居の親族	○	×	×	↑↓ 年齢条件を適用しません
本人または配偶者の別居の未婚の子	○	×	×	
上記以外の方	○	×	×	

(限定運転者以外の方が運転中の事故は原則として補償されません。)

#### ■ 本人・配偶者・同居の親族のうちもっとも若い運転者にあわせて運転者の年齢条件を決めます。

本人(記名被保険者)・配偶者・同居の親族 → **運転者年齢条件を設定します。年齢条件の範囲外の方が運転中の事故は補償されません。**

年齢を問わず補償  21歳以上補償  26歳以上補償  35歳以上補償

友人・知人、別居の親族など → **運転者の年齢を問わず\*、補償の対象となります。**  
\*運転者限定特約が付いている場合、補償の対象外です。

別居の未婚の子 ※婚姻歴のない方 → **運転者の年齢を問わず\*、補償の対象となります。**  
\*運転者限定特約が付いている場合、補償の対象外です。  
\*同居された時点で運転者年齢条件が適用されますのでご注意ください。

\*記名被保険者とその配偶者、それらの同居の親族の営む事業(家事を除きます。)の従業員の場合でその業務中に運転されるときは、運転者年齢条件が適用されますのでご注意ください。

なお、記名被保険者の以下の情報で保険料が変化します。

#### ■ 免許証の種類(色)

1)記名被保険者の契約期間の初日時点で有効な免許証の色をお申し出ください。始期日時で記名被保険者が保有する免許証の種類(色)がゴールドの場合、「ゴールド免許割引」が適用されます。

\*ご契約の際は、申込書に免許の有効年月をご記入いただきます。



\*契約期間の初日が免許更新期間(誕生日の前日1カ月間)内にある場合で、更新前後の免許証のいずれかがゴールド免許であることが確認できるときは、「ゴールド免許」となります。

実際に記名被保険者の方がお持ちの免許証をご覧のうえ、「帯の色」と「有効年月」、「優良」の表示の有無をご確認ください。

#### ■ 年齢

2)[26歳以上補償][35歳以上補償]を選択された場合は、記名被保険者の契約期間の初日時点の年齢に応じて保険料を算出します。

年齢条件	記名被保険者の年齢区分
年齢を問わず補償	—
21歳以上補償	—
26歳以上補償	30歳未満
	30歳以上40歳未満
	40歳以上50歳未満
	50歳以上60歳未満
	60歳以上65歳未満
	65歳以上70歳未満
	70歳以上75歳未満
35歳以上補償	30歳未満
	30歳以上40歳未満
	40歳以上50歳未満
	50歳以上60歳未満
	60歳以上65歳未満
	65歳以上70歳未満
	70歳以上75歳未満
75歳以上	

## ポイント 3

### 車の使用目的と、団体扱・集団扱割引の対象かを確認します。

#### ■ ご契約の車の主な使用目的は?

日常・レジャー使用

「通勤・通学使用」「業務使用」のいずれにも該当しない場合



通勤・通学使用

「業務使用」に該当せず、ご契約の車を定期的かつ継続して(年間を通じて平均月15日以上)運転者本人が自らの通勤・通学\*に使用する場合



\*最寄り駅や通勤・通学先などへの送迎は「通勤・通学」には含まれません。

業務使用

ご契約の車を定期的かつ継続して(年間を通じて平均月15日以上)業務に使用する場合

\*お申し出いただいた「主な使用目的」以外でご契約の車を使用している間の事故についても、「主な使用目的」が変更とならない使用頻度であれば、補償の対象となります。

#### ■ 団体扱・集団扱契約で加入できる範囲

各都道府県の募集形態により、団体扱・集団扱契約で加入できる加入者の範囲は若干異なります。詳しくは、取扱代理店にお問い合わせください。

##### 加入者(保険契約者)の範囲

1. 団体扱の加入者の範囲は次のとおりです。

- ①公立の小・中・高校・幼稚園の教職員またはその退職者
- ②公立の小・中・高校・幼稚園の教職員を退職し、労働組合や共済組合の業務に従事している方
- ③公立の小・中・高校・幼稚園に勤務しているが、他団体に出向している方

2. 集団扱の加入者の範囲は次のとおりです。

各私教連・私教組集団扱の加入者は、当該私教連・私教組に加盟する私立学校の教職員です。

##### 記名被保険者・車両所有者の範囲

記名被保険者・車両所有者の範囲は次のとおりです。

- ①加入者(保険契約者)本人
- ②加入者の配偶者(内縁を含みます。)
- ③①または②の同居の親族
- ④①または②の別居の扶養親族(子、親など)

\*「記名被保険者」と「車両所有者」のいずれもが①から④までのいずれかに該当している必要があります。

#### Q 車検証の名義と実際の所有者が異なる時は?

「所有権留保条項付売買契約」や1年以上のリースなどの場合、団体扱・集団扱契約できる範囲に該当する可能性があります。詳細は取扱代理店までお問い合わせください。

**ご注意** 団体扱・集団扱の範囲外でも全教自動車保険に加入できます。保険料は一部異なりますが補償内容などはまったく同じです。

## 保険料の割引

契約条件などによって適用となる割引をご用意しています。詳しくは重要事項説明書をご確認ください。



<input type="checkbox"/> ASV割引	所定の条件を満たすAEB(衝突被害軽減ブレーキ)を装着している車の場合
<input type="checkbox"/> 新車割引	初度登録年月または初度検査年月が新しい車の場合
<input type="checkbox"/> ECO割引	所定の条件を満たすハイブリット車や電気自動車の場合
<input type="checkbox"/> 福祉車両割引	ご契約の車両が福祉車両の場合
<input type="checkbox"/> 団体扱ミニフリート	2台以上の自動車をまとめて契約し一定の条件を満たす場合
<input type="checkbox"/> Web証券割引	ご契約のしおり(約款)および保険証券を書面ではなく、Webで閲覧する方式を選択した場合

## 契約時と契約期間中に注意していただきたいこと

申込書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご契約の取扱代理店または東京海上日動にご連絡ください。ご連絡がない場合はご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。\*詳しくは重要事項説明書をご確認ください。

#### ご注意

- 次の場合は必ず事前にお申し出ください。事故の際に保険金をお支払いできません。
- ①記名被保険者の変更
  - ②運転者限定特約により限定した範囲外の方がご契約の車を運転される場合
  - ③運転者年齢条件を満たさない方がご契約の車を運転される場合
  - ④買い替えなどによりご契約の車が変わる場合



- 運転者限定特約はセットできません。
- 運転者年齢条件「35歳以上補償」はありません。(P.17をご確認ください)
- 免許証の種類(色)および車の主な使用目的による保険料の違いはありません。
- ASV割引・新車割引・ECO割引は適用されません。